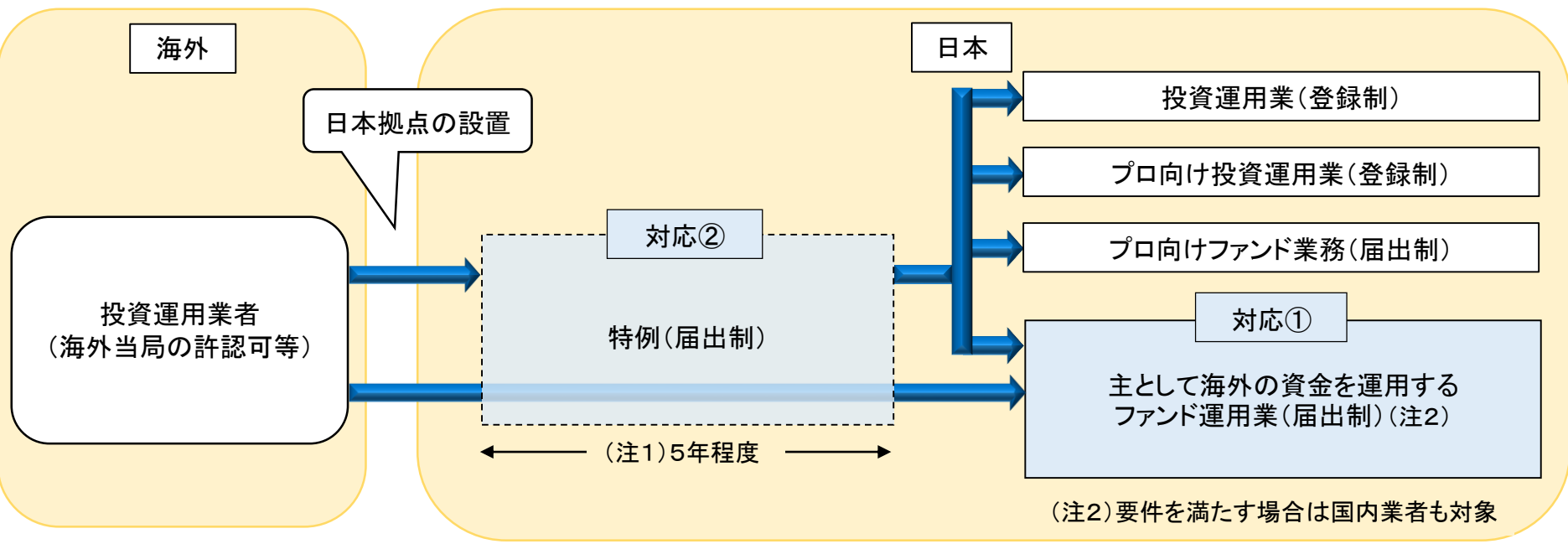


我が国資本市場の「国際金融センター」としての機能発揮に向け、以下の制度整備を行う。

(1) 海外の投資運用業者等の受入れに係る制度整備(法律事項)

- ① 主として海外のプロ投資家(外国法人や一定の資産を保有する外国居住の個人)を顧客とするファンドの投資運用業者
- ② 海外において当局による許認可等を受け、海外の顧客資金の運用実績がある投資運用業者(海外の資金のみ運用)について、簡素な手続(届出)による参入制度を創設(②は時限措置(3~5年程度))。



(2) 外国の法人顧客に関する銀証ファイアウォール規制の緩和(府令事項)

